

千葉県サービス管理責任者及び
児童発達支援管理責任者更新研修

障害者福祉施策 児童福祉施策の最新の動向

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班 福嶋

この講義のねらい

・研修制度見直し後のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割・研修制度を理解する

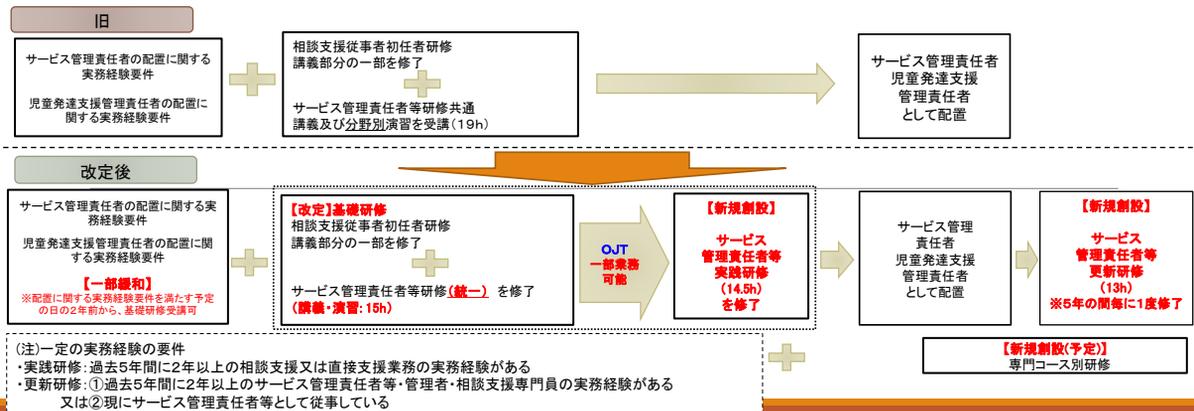
・障害者福祉施策、児童福祉施策の最新の動向を知ること
で知識のアップデートを図る

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者 研修制度について

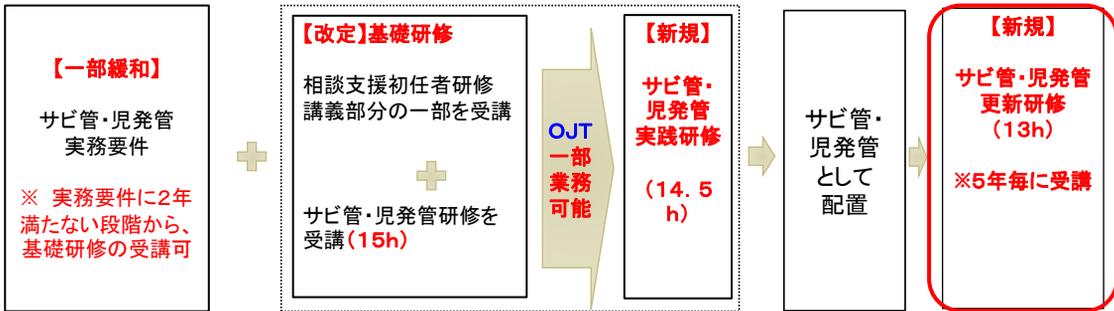
研修の現行制度について確認しましょう

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



基礎・実践・更新研修の流れ

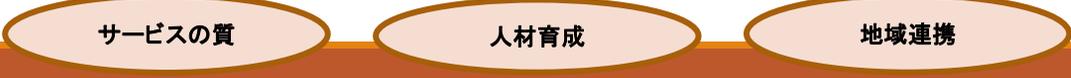


(注)一定の実務経験の要件
 ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験
 ・更新研修:
 ①過去5年間に2年以上のサビ管・児発管等の実務経験がある又は②現にサビ管・児発管等として従事
 ※令和5年度までの間は、「サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及演習を省略することができる。」また、令和5年度まで、多くの都道府県では、旧サビ児管研修を受講したサビ児管等経験のある職員が受講対象となる。

基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

厚生労働省 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料(一部改変)

更新研修：自己検証 施策の最新の動向、自己検証、スーパーバイズ	5年毎 サービス（児童発達支援）管理責任者として継続
実践研修：質の向上 支援会議の運営、サービス（支援）提供職員への助言・指導、個別支援計画の質の向上	5年 サービス（児童発達支援）管理責任者として配置
基礎研修：プロセス アセスメント、個別支援計画の作成、相談支援専門員との連携、多職種連携	3年 原案作成が可能



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

厚生労働省 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料(一部改変)

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

サービスの質		時間数
基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義 サービスの質	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
講義・演習	3 人材育成の手法に関する講義及び演習 人材育成	2.5h
	4 地域連携に関する講義及び演習 地域連携	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義 サービスの質	1h
	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
講義・演習	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョン 人材育成	7h
	4 地域連携に関する講義及び演習 地域連携	7h
合計		13h

※ 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

サービス管理責任者等に関する告示の改正について (令和5年6月30日)

基礎研修受講後、実践研修を受講するまでのOJT期間について例外が示されたため、国資料を用いてお示しします。その他、示された改正については、千葉県ホームページに記載しておりますので各自御確認ください。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

① 実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について

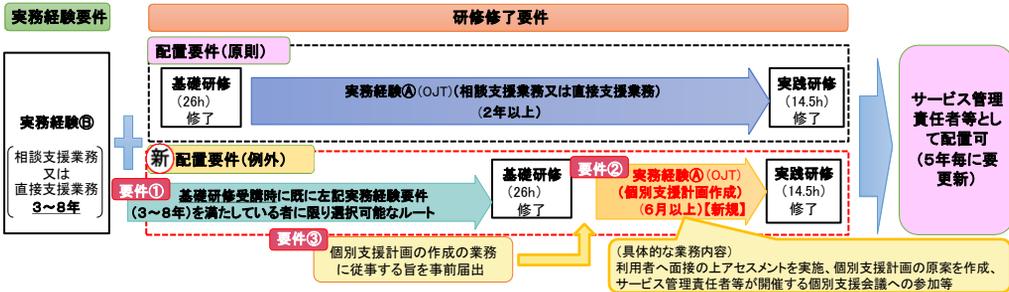
※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- ・ 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修終了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

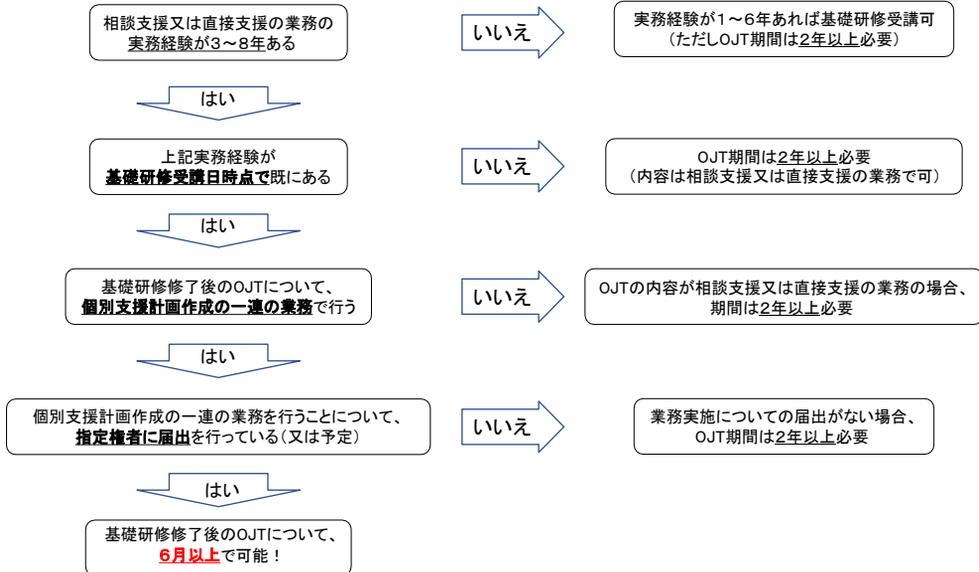
【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)
 - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**(※)を行う。
 - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

(施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定)



別添2



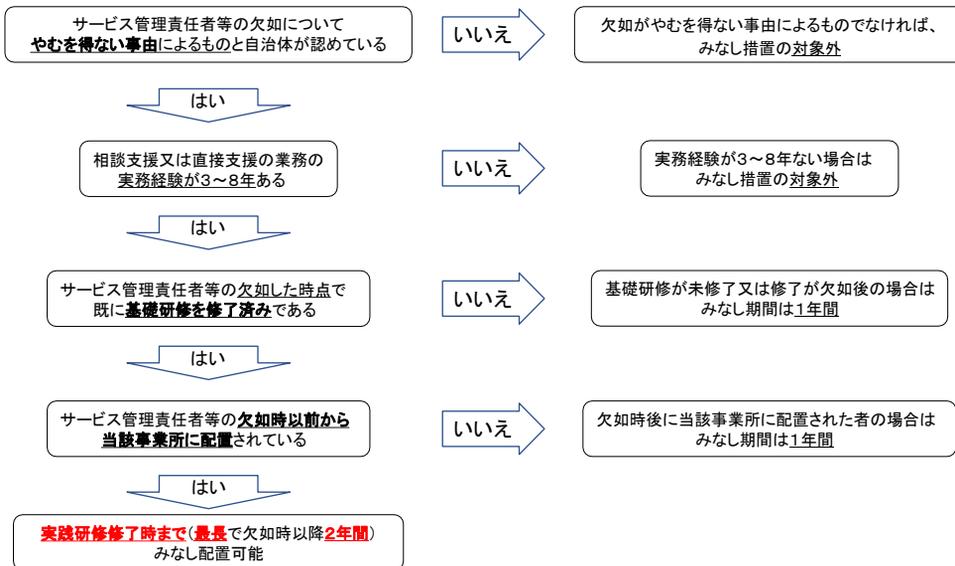
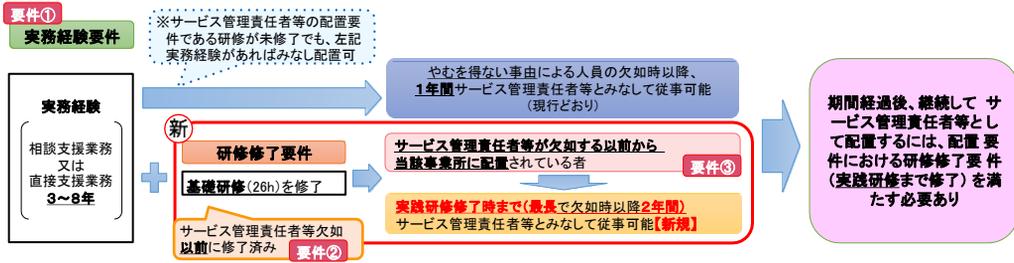
② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**(※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3~8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合には、**実践研修を修了するまでの間(最長でサービス管理責任者等が欠いた日が2年間)**サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※)「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①~③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。(現行と同じ)
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修**を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サビ管・児発管更新研修を受講した者の
取扱いについて重要なポイント1

実践研修又は更新研修を受講した後、
サビ児管の資格を維持するためには
5年毎に更新研修を受講する必要がある
受講しないと・・・



- ①サビ管・児発管として認められない
- ②再度認められるには**実践研修**の受講が必要
- ③基礎研修から再度受講する必要はない

サビ管・児発管研修を受講した者の
取扱いについて重要なポイント2

実践研修又は更新研修を受講した後は、**5年毎**に更新研修を受講する必要がある。
受講する際は、下記要件の**いずれか**に該当する必要がある。(全てではない)



- ①現に指定障害福祉サービス事業所等において、**サビ管**や**児発管**又は**管理者**として従事していること(現職であること)
- ②現に指定一般相談支援事業所や特定相談支援事業所において、**相談支援専門員**として従事していること(現職であること)
- ③更新研修の**受講開始日前5年間**において、①・②の業務に概ね2年間以上従事していること

～まとめ～ 研修の見直しから見るポイント



- ・見直し前の研修制度では、支援技術の向上や知識のアップデートの機会が設けられていなかった。そのことを踏まえて研修の見直しが行われた。
- ・今までのサビ児管研修は、分野別を実施されてきたが、分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する観点から分野が統合された。
- ・研修が1種類から3種類に増加し、5年ごとに資格を更新する機会が設けられた。
- ・この更新研修は、自己検証をすることで自事業所のサービスの質を見つめ直すことや職員に対するスーパーバイズができるようになることが目的となっているので意識して受講する。

サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者の 役割について

与えられた役割を再確認して業務に務めましょう

I 「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ①

管理者

- ①指定要件: 専従
- ②対象者像: 施設長(管理職)を想定
- ③要件:
 - ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)
- ④根拠: 社会福祉法66条
- ⑤責務: 「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

サービス管理責任者

- ①指定要件: 専従で常勤
- ②対象者像: サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件:
 - ・実務経験(3~8年)
 - ・サービス管理責任者研修修了
 - ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
- ④根拠: 総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11
- ⑤責務: 「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

役割整理が必要

I 「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ②

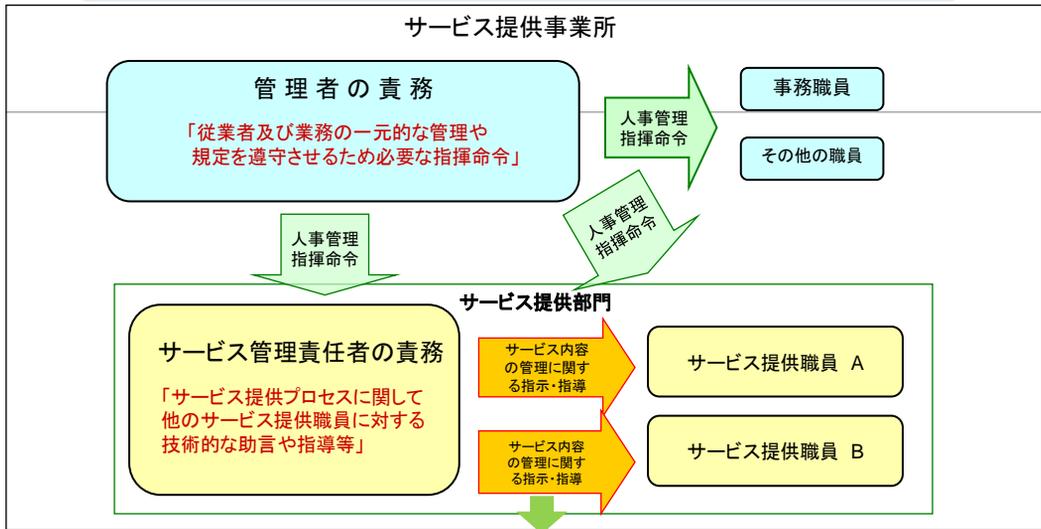
管理者の業務内容例

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②利用者負担額の受領及び管理
- ③介護給付費の額に係る通知等
- ④提供するサービスの質の評価と改善
- ⑤利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑥利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑦利用者家族との連携
- ⑧緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑨従業者及び業務の一元的管理
- ⑩従業者に対する指揮命令
- ⑪運営規程の制定
- ⑫従業者の勤務体制の確保等
- ⑬利用定員の遵守
- ⑭衛生管理等
- ⑮利用者の身体拘束等の禁止
- ⑯虐待防止や感染症・災害対策
- ⑰地域との連携等
- ⑱記録の整備

サービス管理責任者の業務内容例

- ①利用者に対するアセスメント
- ②個別支援計画作成の作成と変更
- ③個別支援計画の説明と交付
- ④サービス提供内容の管理
- ⑤サービス提供プロセスの管理
- ⑥個別支援計画策定会議の運営
- ⑦サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
- ⑧サービス提供記録の管理
- ⑨利用者からの苦情の相談
- ⑩支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑪管理者への支援状況報告

I 「管理者」と「サービス管理責任者」の関係イメージ



個別支援計画の作成・支援の確認（モニタリング）などの指導の他、報告、連絡、相談、引継ぎが事業所の支援チーム内で機能しているか等にも注意する。

サービス管理責任者等は、 仕事の結果が問われる

例えば、

- 個別支援計画の作成など、利用者のニーズに基づいたサービス提供の仕組みを作ったか
- 適切な個別支援計画の作成やサービス提供ができるよう、サービス提供職員を適切に支援したか
- 利用者に対して質の高いサービスを提供したか
などが評価される。

サービス管理責任者等は自分自身の役割を常に意識して責任を果たすべき。



障害者福祉施策の 最新の動向

障害者福祉施策の最新の動向について理解することで
利用者の置かれている制度的環境の変化を理解しましょう

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
 <職種間配分ルール統一、月額資金改善に関する要件の見直し 等>
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を 評価する加算を創設
 <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)
 <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)
 <障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)【新設】10単位/月 等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)
 <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
 <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し
 <基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)
 <管理者の業務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

2 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
 <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
 <入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上>
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
 <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

3 日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた 個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価(生活介護・施設・短期入所)
 <人員配置体制加算(Ⅰ)利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
 <緊急短期入所受入加算(Ⅰ)180単位 ⇒ 270単位 等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
 <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

4 施設系・居住支援系サービス (施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価
 <意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定
 <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
 <地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
 <自立生活支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
 <グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
 <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
 <個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】147単位/日 等>

ピアサポートの専門性の評価

- ・ ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
 <利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上>
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
 <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- ・ 就労継続支援B型における平均月賃額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
 <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の新設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等>
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
 <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
 <就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日>

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
 <計画相談支援の基本報酬の見直し>
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
 <主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
 * 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月>
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
 <医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等>

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能を評価
 <中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日
 中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日>
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
 <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等>
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <児発・放デイの基本報酬の見直し >
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
 <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位
 強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等>
- ・ 家族支援の評価を充実
 <事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(オフライン60単位)、
 延長支援加算の見直し 等>
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
 <訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日>
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
 <小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日
 サラット型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等>

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする
 障害支援区分6の障害者

【見直し後】

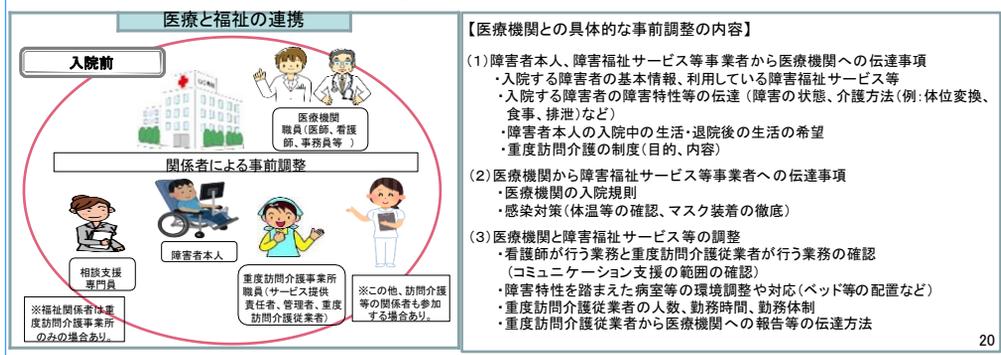
- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする
 障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算(入院前に1回を限度)

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携(イメージ)



自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

① 対象者の明確化(自立生活援助、地域定着支援)

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し(自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援)

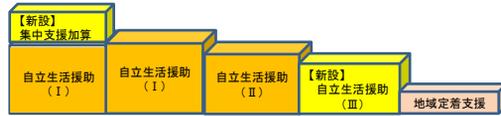
- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現 行】自立生活援助サービス費(Ⅰ) 1,558単位/月(30人未満)	1,090単位/月(30人以上)
	自立生活援助サービス費(Ⅱ) 1,166単位/月(30人未満)	817単位/月(30人以上)
	【見直し後】自立生活援助サービス費(Ⅰ) 1,566 単位/月(30人未満)	1,095 単位/月(30人以上)
	自立生活援助サービス費(Ⅱ) 1,172 単位/月(30人未満)	821 単位/月(30人以上)
	【新 設】 自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700単位/月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
地域移行支援	【現 行】地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,504単位/月 (Ⅱ) 3,062単位/月、(Ⅲ) 2,349単位/月	
	【見直し後】地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,613 単位/月 (Ⅱ) 3,157 単位/月 (Ⅲ) 2,422 単位/月	
地域定着支援	【現 行】体制確保費 306単位/月 緊急時支援費(Ⅰ) 712単位/日 緊急時支援費(Ⅱ) 95単位/日	
	【見直し後】体制確保費 315 単位/月 緊急時支援費(Ⅰ) 734 単位/日 緊急時支援費(Ⅱ) 98 単位/日	

③ 集中的な支援の評価(自立生活援助)

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**
* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進(自立生活援助)

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60:1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

27

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえて、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

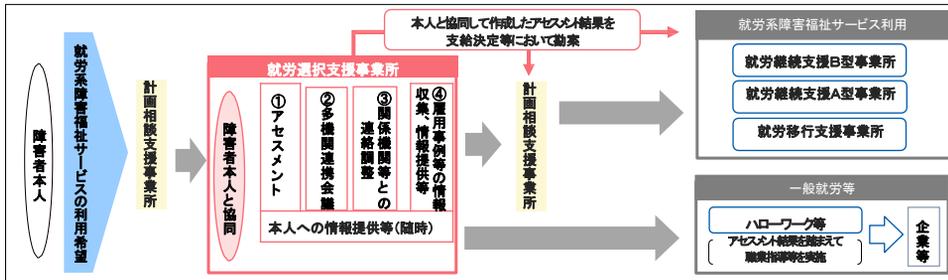
- **就労選択支援サービス費 1210単位/日**
- **特定事業所集中減算 200単位/月**
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたもの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- **原則1ヶ月** 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



33

実施主体

○就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

○就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に關する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供できるよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員** 15:1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

○より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う生活介護の個別支援計画の記載方法について

- ・ 生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間に基づき算定することとなり、厚生労働省から記載方法について記載例が示されました。
- ・ 個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2
(令和6年4月5日)

3. 日中活動系サービス

(1) 生活介護（生活介護における個別支援計画の記載方法）

問 21 生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間に基づき算定することとなったが、個別支援計画にどのように記載すればよいか。

(答) 生活介護においては、別添の個別支援計画書参考様式を参考に、個別支援計画を作成する。
個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定(※)に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

※ 生活介護の配慮規定とは以下のこと

- 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

(別添)

利用者氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用者及び家族の生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)		生活介護は記入必須 (生活介護の記載例)	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)
短期目標 (内容・期間等)		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間 4時間 ・送迎に係る配慮 1時間 ・障害特性に係る配慮 30分 ・送迎時の移乗等 30分 	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; font-size: small;"> ※生活介護は記入必須 ・サービス提供時間 4時間 ・送迎に係る配慮 1時間 ・障害特性に係る配慮 30分 ・送迎時の移乗等 30分 ※他のサービスの提供時間 60分等 </div>

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位
支援をカテゴリー化して記載する等の工夫に使用。	支援をカテゴリー化して記載する等の工夫に使用。	使い方は任意だが、左に支援内容、右側にポイントを書く等。				
		使い方は任意だが、左に支援内容、右側にポイントを書く等。				

提供するサービス内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づきサービスの説明を受け、内容に同意しました。

サービス管理責任者氏名：

年 月 日 (利用者署名) 押印欄

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日
障童福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改定

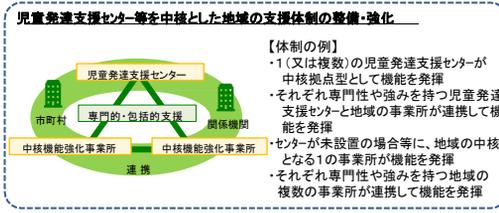
- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
 - ①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年(令和9年3月31日までの間)の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価(中核機能強化加算)
 - (※)①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイス・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)



児童発達支援センター(中核拠点型)

新設(中核機能強化加算) 22~155単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(I)イ+ロ+ハ全てに適合 55~155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(II)イ+ロ 44~124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組(障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等)
	(III)イ又はロ 22~62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等)

基本要件

- 地域における中核拠点としての体制・取組
- ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス(中核機能強化事業所)

新設(中核機能強化事業所加算) 75~187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

36

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障童福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改定

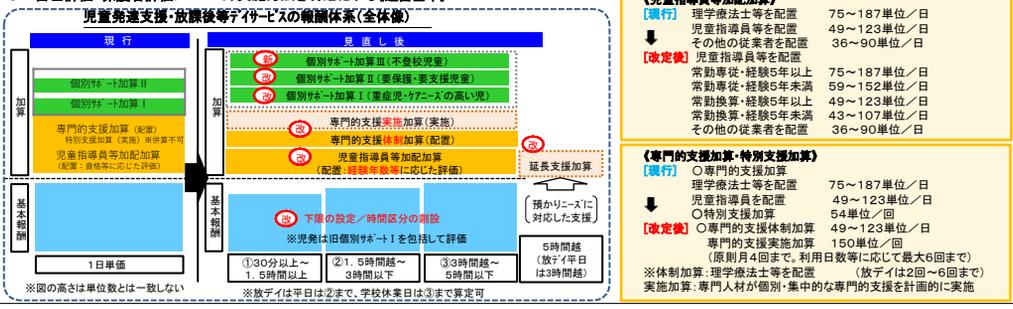
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
 - ①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める(運営基準)
 - (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求める(運営基準)とともに、未実施減算を設ける
- 児童指導員等加算加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する(運営基準)

新設(支援プログラム未公表減算)

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用



※図の高さは単位数とは一致しない

※放デイは平日は②まで、学校休業日は③まで算定可

(児童指導員等加算加算)

【現行】	理学療法士等を配置	75~187単位/日
↓	児童指導員等を配置	49~123単位/日
↓	その他の従業者を配置	36~90単位/日
【改定後】	児童指導員等を配置	75~187単位/日
	常勤専従・経験5年以上	59~152単位/日
	常勤専従・経験5年未満	49~123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43~107単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日

(専門的支援加算・特別支援加算)

【現行】	○専門的支援加算	理学療法士等を配置	75~187単位/日
	○特別支援加算	児童指導員等を配置	49~123単位/日
↓	○特別支援加算	54単位/回	
【改定後】	○専門的支援体制加算	49~123単位/日	
	○専門的支援体制加算	150単位/回	
	専門的支援体制加算	150単位/回	
	(原則月4回まで、利用日数等に応じて最大6回まで)		
※体制加算:	理学療法士等を配置	(放デイは2回~6回まで)	
実施加算:	専門人材による個別・集中的な専門的支援を計画的に実施		

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 障害児通所支援の個別支援計画について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童発達支援ガイドライン等に基づく下記**5領域の視点をすべて含めた総合的な支援を基本**とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供することとなりました。

あわせて、支援については、インクルージョン(障害児の地域社会への参加・包摂)の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められるようになりました。

【5領域の項目】

健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
-------	-------	-------	--------------	----------

(別紙1)

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもへの支援を行うことが必要である。当該支援は、当該種別には対応しないが、

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

個別支援計画書 (参考記載例)

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	楽しく遊びたい(本人)。 ・場面に合った行動を自分で実行して行えるようになってほしい(保護者)。	
総合的な支援の方針	〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手がかりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあります。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化(構造化)することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段(例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等)により、まずは大人とのやり取りの中で、「(言われていることが)わかった- (言いたいことが相手に)伝わった」経験を積みながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。	
長期目標 (内容・期間等)	・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)
短期目標 (内容・期間等)	・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。	・個別：毎週月曜日14:30-15:15(空き状況によって週2回の利用) 心療担当職員(月3回)、作業療法士担当(月1回) ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45(保護者都合により2時間の延長支援の可能性有)

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位	
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、道具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、座している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	人間関係・社会性 運動・感覚	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを繰り返して定着させていく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	6か月後	認知・行動 言語・コミュニケーション	心理担当職員	・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間(5月に心理担当職員による個別面談)を設ける。 ・専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣服の着脱：どのような形であれ、身にまとうことができる。	・道具の使用や手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、お遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り扱う。 ・履物を履く上における視覚的行動を促すところから、スモールステップで始めていく。 ・身だしなみや整え方の観点では次のステップとし、大人がサポート・仕上げを行う。	3か月後	健康・生活	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3

本人支援	コミュニケーションのレポーターが伝わり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員も参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等で紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	6か月後	言語・コミュニケーション	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と定期的に(月に1回)情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代の子ども(クラスの友達)の行動を模倣する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 ・椅子を指定の位置に持つてくる場面において、見本になることものに近くに誘う等の関わり、促しを行う。	6か月後	人間関係・社会性	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一歩後退してから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。	6か月後		心理担当職員 保育士	・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 ・家族支援加算(Ⅱ)：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際の子どもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子や交換する(保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送って下さい)。	6か月後		児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する(行事のスケジュールの共有も含む)。	
地域支援・地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面での子どもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。	6か月後		児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園△△先生、△△先生	関係機関連携加算(Ⅱ)：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議を開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

(保護者署名)

押印禁止

別紙 2

個別支援計画表

記入例

利用児氏名	[利用児氏名]							日・祝日
提供時間	月	火	水	木	金	土	日・祝日	
	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 0時00分	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	
特記事項	<p>計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間も記入）</p> <p>＊曜日ごとに提供時間が異なることを考えられるため、曜日ごとに時間を定める</p> <p>・利用が想定している曜日以外に、事業所の定き状況により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入</p> <p>・利用者が想定している曜日以外に、事業所の定き状況により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入</p> <p>・利用者や保護者、学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定する状況が想定される場合（例えば、通常の1時間が、学校の始業時間等により3時間になる日がある場合には、想定される具体的な内容を記入）</p> <p>・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入</p>							
延長支援時間 ※延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上とする	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～	
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	
延長を必要とする理由及び時間	<p>例①) 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。</p> <p>例②) 保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。</p> <p>・例③) 保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レジャー等、延長支援を必要とする理由と時間を記入</p> <p>・例④) 臨時延長支援を必要としないが、個別の事情（例）で延長支援が必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入</p> <p>※例⑤) 保育園や学校の都合（始業時間等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定</p>							

このほか、専門的支援実施体制を整えて実行する場合は、別紙にて『専門的支援実施計画書』作成も必要。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

出典 厚生労働省 こども発達庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定後討合チーム 一部改定

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業者等の基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の**自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向を改めて確認**する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス **相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討**



※ 相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

障害者虐待の防止・権利擁護

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的にも実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※) 施設・居住系: 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
訪問・通所系: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的にも実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

概要

【全サービス】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

・100分の3に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

・100分の1に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、
就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

○ 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

14

情報公表未報告の事業所への対応

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

概要 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

16

サービス管理責任者の役割の改正について

個別支援会議の開催

- ・利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めること。
 - ・個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。
- なお、**個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。**ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

個別支援計画の交付

- ・利用者及び**利用者等に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者へ当該個別支援計画を交付すること。**
- また、サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。

モニタリング

- ・当該個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。
- なお、**モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。**

12

よくあるご質問

Q&A(1)

Q. 今回の研修でサビ管及び児発管の修了証書が1枚発行されるが、どちらにも従事することができるのか。

A. 実務経験があればどちらにもなることができる。

サビ管又は児発管になるには、①実務経験者であること、②研修修了者であることの2つが要件となっています。研修については、分野統合されたためサビ管と児発管の両方の研修を修了したとみなされるので、もう1つの実務経験者であることが満たされれば、サビ管・児発管のどちらにも従事することができます。

よって、どちらかの管理責任者になるために再度基礎研修から受講し直す必要はありません。

よくあるご質問

Q&A(2)

Q. 次回の更新研修の期限はいつですか。

A. 修了証書に記載されています。

研修修了後に交付する修了証書に記載されていますので交付された後、御確認ください。

期限の数え方は、実践研修又は初回に受講した更新研修の翌年度を1年目とし5年目に当たる年度が期限となります。期限前に更新研修を受講した場合は本来の期限から5年間延長されます。

例1) 初回の更新研修令和元年度⇒更新期限令和6年度

2回目の更新研修を令和6年度に受講

⇒更新期限は、令和11年度まで

例2) 初回の更新研修令和3年度⇒更新期限令和8年度

2回目の更新研修を令和6年度に受講

⇒更新期限は、令和13年度

～まとめ～

- ・情報は更新されていく(報酬改定など)
⇒その情報は古くありませんか？
- ・利用者、保護者も情報を簡単に入手できる時代
⇒利用者や保護者から指摘や懸念が生じていませんか？
- ・人の言葉を鵜呑みにせず、自ら情報収集すること
⇒その情報は行政や利用者、保護者に確認した情報ですか？



常に情報を収集することで利用者や事業所を守ることにつながります
目先の仕事で大変だと思いますが、情報収集することを大切にしましょう

ご清聴
ありがとうございました



